

# 弁護士おなやみごと無料相談 in 十勝

十勝管内の法律事務所がない17町村に弁護士が赴いて皆さんの相談を無料でお受けいたします。  
十勝管内在住の方はどなたでも、どの実施場所でも相談を受けることができます。

予約受付(予約優先): 釧路弁護士会帯広会館 TEL 0155-66-4877

※当日相談を担当する弁護士が利害関係を有するため、相談をお受けできない場合がありますので、ご了承ください。  
(利害関係の有無を確認するためにも、事前のご予約が便利です。)

## 令和2年度スケジュール

《毎週火曜日 午後1時～午後4時》

実施予定日	実施自治体	実施場所	実施予定日	実施自治体	実施場所		
4月	7日	池田町 池田町社会福祉センター	10月	秋のすずらん一斉相談			
	14日	中札内村 中札内村農村環境改善センター					
	21日	清水町 清水町役場 1階町民相談室 1					
	28日	鹿追町 鹿追町民ホール セミナーB室					
5月	春のすずらん一斉相談		11月	休み			
						3日	
						10日	浦幌町 浦幌町役場 1階相談室
						17日	清水町 清水町役場 1階町民相談室 1
6月	2日	芽室町 芽室町保健福祉センター 相談室	12月	1日	士幌町 士幌町コミュニティセンター 2階 多目的作業室		
	9日	浦幌町 浦幌町役場 1階相談室		8日	幕別町 忠類コミュニティセンター 1階児童室 老人室		
	16日	大樹町 大樹町福祉センター		15日	上士幌町 上士幌町山村開発センター 第3研修室		
	23日	陸別町 陸別町役場 第1会議室		22日	中札内村 中札内村農村環境改善センター		
	30日	豊頃町 豊頃町役場 1階会議室		29日	休み		
	7月	7日		広尾町 広尾町コミュニティセンター 第2会議室・和室	5日	休み	
7月	14日	幕別町 幕別町民会館 1階和室×2 応接室	1月	12日	芽室町 芽室町保健福祉センター 相談室		
	21日	新得町 新得町公民館		19日	鹿追町 鹿追町民ホール セミナーB室		
	28日	中札内村 中札内村農村環境改善センター		26日	池田町 池田町社会福祉センター		
8月	4日	更別村 更別村社会福祉センター	2月	2日	音更町 音更町総合福祉センター 研修室2 (2階)		
	11日	休み		9日	更別村 更別村社会福祉センター		
	18日	上士幌町 上士幌町山村開発センター 第3研修室		16日	足寄町 足寄町消費生活相談所 相談室		
	25日	足寄町 足寄町消費生活相談所 相談室		23日	休み		
9月	1日	士幌町 士幌町コミュニティセンター 2階 多目的作業室	3月	2日	幕別町 札内コミュニティプラザ 1階和室 会議室		
	8日	音更町 木野コミュニティセンター サークル室1 (1階)		9日	新得町 新得町公民館		
	15日	幕別町 札内コミュニティプラザ 1階和室 会議室		16日	広尾町 広尾町コミュニティセンター 第2会議室・和室		
	22日	休み		23日	豊頃町 豊頃町役場 2階相談室		
	29日	芽室町 芽室町保健福祉センター 相談室		30日	休み		

問合せ先 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

## 国民年金からのお知らせ

### 国民年金学生納付特例制度をご存知ですか？

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。本人の所得が一定以下の方が対象となります。なお、家族の方の所得の多少は問いません。

学生とは、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校などに在学する方で夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生が対象となります。

#### 申請される方は

申請書は、各学校の学生課にも設置していますが、市区町村窓口や年金事務所、日本年金機構のホームページからも入手できます。申請には、学生証(有効期限が表記されているもの)の写しまたは在学証明書が必要です。(在学証明書は原本を提出してください。)提出先は、役場住民課戸籍年金係になります。申請により承認された場合、承認期間は4月から翌年3月までの1年間です。引き続き学生納付特例制度をご利用する場合でも、毎年度の申請が必要です。

#### 手続きに必要なもの

- ① 年金手帳(お持ちの方)
- ② 印鑑
- ③ 在学期間が確認できる学生証の写しまたは在学証明書



#### 保険料の追納について

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納める(追納)ことができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

学生納付特例期間の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せられます。

### 産前産後期間の国民年金保険料の免除制度について

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

●.....●  
出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

- ◆対象者 「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方
- ◆届出時期 出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。
- ◆届出先 役場住民課戸籍年金係
- ◆添付書類
  - 出産前に届出する場合…母子手帳など出産予定日が確認できる書類
  - 出産後に届出する場合…役場において出産日が確認ができるため原則不要



問合せ先

帯広年金事務所(帯広市西1条南1丁目) ☎ 0155 (25) 8113  
役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213